



～「避難行動要支援者名簿」の 情報提供に同意をお願いします～



▶問合せ 福祉課 障がい福祉係（☎95-0118 FAX83-1141）

市では、災害時または災害の発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難である人（避難行動要支援者）の名簿を平成27年4月に作成しました。

対象となる人は次の（１）～（９）に該当する人です。

- （１）ひとり暮らし高齢者として市に登録されている人
- （２）要介護認定区分が３～５までの人（施設入所者を除く）
- （３）要介護認定区分が２以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人（施設入所者を除く）
- （４）要介護認定区分が２以下で障がい高齢者の日常生活自立度Ｂ以上の人（施設入所者を除く）
- （５）身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、その障がいの程度が１級～３級までの肢体不自由、１級～６級までの視覚障がいまたは聴覚障がいである人
- （６）療育手帳の交付を受けた人のうち、その障がいの程度がＡ判定もしくはＢ判定である人またはこれと同程度の障がいである人
- （７）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のうち、精神障害者保健福祉手帳による障がいの程度が１級もしくは２級である人
- （８）特定医療費の支給認定を受けた人で、知立市から特定疾患見舞金の支給を受けている人
- （９）その他支援を希望する人で市長が支援を必要と認めた人

（１）～（９）に該当する人は、市の「避難行動要支援者名簿」に登録されます。

上記に該当していない人の中にも、災害時または災害の発生のおそれがある場合に支援が必要な人がいると思われます。

【例】各種手帳の交付、要介護認定を受けていないが、75歳以上の高齢者のみの世帯であり、近隣に親族等の支援者がおらず災害時の避難行動をとることが困難である人等。

※（１）～（８）に該当しない人で、災害時に自ら避難することが困難な人のうち、避難支援を必要とする人は福祉課にご相談ください。

（１）～（８）に該当する人には、５月末日に「避難行動要支援者名簿」の情報提供に関する同意書（以下、「同意書」という）と案内文書を送付しますので、必要事項を記入・押印の上、同封の封筒でご提出ください。

※すでに「同意書」を提出した人、未回答の人は送付されません。すでに同意書を提出したが、回答内容を変更する場合は福祉課にご相談ください。

※「同意書」に同意をすると、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

※同意しない場合は、平常時には避難支援等関係者に名簿情報は提供されません。

平常時から名簿情報を提供する避難支援等関係者
（ⅰ）町内会、自主防災会
（ⅱ）民生委員・児童委員

【同意書提出後の避難行動要支援者名簿利用のイメージ図】

